

平成19年9月10日
消 防 庁**救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する
省令案等に対する意見募集の結果について**

消防庁は、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」等（以下「省令等」という。）の一部改正案について、平成19年7月27日（金）から8月27日（月）まで意見募集を実施しました。

その結果、意見の提出がありませんでしたので、速やかに省令等の一部改正をすることとします。

1 概要

消防庁では、次に掲げる内容により省令等の一部改正案を作成しました。

（1）震災対策用救助器具の充実

従来、簡易画像探索機については、特別救助隊以上の救助隊が装備する救助器具であったが、震災対策用救助器具の充実を図るために、特別救助隊等ではない一般の救助隊についても、地域の実情に応じて装備するよう改正した。

（2）流水域の救助活動用の救助器具の充実

流水域の救助活動が、より安全で確実・迅速に実施されるよう、流水救助器具一式（流水用救命胴衣、ヘルメット、スローバッグ等）について、救助隊が地域の実情に応じて装備するよう追加した。

2 意見募集の結果

消防庁は、本件改正案について、平成19年7月27日（金）から8月27日（月）まで意見募集を実施したところ、意見の提出はありませんでした。

3 今後の予定

消防庁では、速やかに省令等の一部改正をする予定です。

〔関連報道資料〕

- 救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令案等に対する意見募集

<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/190726-1/190726-1houdou.pdf>

（連絡先）

総務省消防庁国民保護・防災部参事官付
担 当 坂野参事官補佐、皆川係長

TEL：03—5253—7507（直通）

FAX：03—5253—7576

E-mail: minakawa-y@soumu.go.jp